

議案第97号

指定管理者の指定について（北巽駅自転車駐車場ほか16施設）

北巽駅自転車駐車場ほか16施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 有料自転車駐車場の名称

北巽駅自転車駐車場

近鉄今里駅自転車駐車場

小路駅自転車駐車場

南巽駅自転車駐車場

桃谷駅自転車駐車場

JR長居駅自転車駐車場

駒川中野駅自転車駐車場

田辺駅自転車駐車場

地下鉄長居駅自転車駐車場

東部市場前駅自転車駐車場

針中野駅自転車駐車場

加美駅自転車駐車場

喜連瓜破駅自転車駐車場

JR平野駅自転車駐車場

地下鉄平野駅自転車駐車場

出戸駅自転車駐車場

長原駅自転車駐車場

2 指定管理者

東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング連合体

構成員 サイカパーキング株式会社

大阪サイカパーキング株式会社

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

北巽駅自転車駐車場ほか16施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略